

景観配慮協議結果通知書

鎌 都 景 第 638-2 号
令和元年（2019年）8月9日

リストプロパティーズ株式会社
代表取締役 北見 尚之 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 31-8 号		
土地利用類型 の 名 称	谷戸の住宅地		
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外		
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	稲村ガ崎三丁目561番156、147		
行 為 の 種 類	建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	
	開 発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外		
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷戸は、鎌倉の特徴的な地形であり、古くから土地利用が行われてきた場所である。 ・緑に囲まれた戸建住宅を主体とする中に、洋館や邸宅などが見られ、鎌倉らしい魅力的な景観が形成されている場所であるが、敷地の細分化や緑地の減少等などによるまち並みの魅力喪失といった課題がある。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設擁壁は化粧仕上げとし、上部は緑化される。 ・中高木の植栽により、周囲から周辺の山並みとの連続性を高めている。 ・建築物の屋根、外壁は基準内の色彩となっている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>		
備 考			